

| 新  | 旧  | 備考 |
|--|--|----|
| <p data-bbox="163 212 983 327">貿易一般保険（2年未満個別保険）の取扱いについて</p> <p data-bbox="495 392 985 459">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00066<br/>最終改正 <u>平成 26 年 2 月 26 日</u> 一部改正</p> <p data-bbox="163 509 983 576">貿易一般保険約款（以下「約款」という。）により保険契約を締結する場合については、下記により取り扱うこととする。</p> <p data-bbox="557 627 589 655">記</p> <p data-bbox="176 742 752 770">〔I〕 保険契約締結に係る基本的な取扱事項等</p> <p data-bbox="168 821 510 850">1. 基本的取扱事項 （略）</p> <p data-bbox="168 901 501 930">2. 保険契約のてん補設定</p> <p data-bbox="219 938 958 967">保険契約の締結は、てん補範囲別に以下によるものとする。</p> <p data-bbox="219 975 983 1161">イ. 非常事由（約款第4条第1号から第10号までのてん補事由をいう。以下同じ。）（船積前（約款第3条第1号のてん補危険をいう。以下同じ。）及び船積後（約款第3条第2号及び第4号のてん補危険をいう。以下同じ。））をてん補することを原則とする。</p> <p data-bbox="219 1169 983 1278">ロ. 信用事由をてん補する場合にあっては、非常事由に信用事由（船積前）又は信用事由（船積前及び船積後）のいずれかを組み合わせて保険契約を締結する。</p> <p data-bbox="219 1286 983 1508"><u>ハ. 仕向地が公海（いずれの国の排他的経済水域、領海若しくは内水又はいずれの群島国の群島水域にも含まれない海洋であって、海洋法に関する国際連合条約（United Nations Convention on the Law of the Sea. 以下「国連海洋法条約」という。）第86条に定義するものをいう。）又は排他的経済水域（国連海洋法条約第55条に定義するものをいい、国連</u></p> | <p data-bbox="1010 212 1830 327">貿易一般保険（2年未満個別保険）の取扱いについて</p> <p data-bbox="1382 392 1832 459">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00066<br/>沿革（略）</p> <p data-bbox="1010 509 1830 576">貿易一般保険約款（以下「約款」という。）により保険契約を締結する場合については、下記により取り扱うこととする。</p> <p data-bbox="1400 627 1431 655">記</p> <p data-bbox="1023 742 1599 770">〔I〕 保険契約締結に係る基本的な取扱事項等</p> <p data-bbox="1014 821 1357 850">1. 基本的取扱事項 （略）</p> <p data-bbox="1014 901 1348 930">2. 保険契約のてん補設定</p> <p data-bbox="1066 938 1805 967">保険契約の締結は、てん補範囲別に以下によるものとする。</p> <p data-bbox="1066 975 1830 1161">イ. 非常事由（約款第4条第1号から第10号までのてん補事由をいう。以下同じ。）（船積前（約款第3条第1号のてん補危険をいう。以下同じ。）及び船積後（約款第3条第2号及び第4号のてん補危険をいう。以下同じ。））をてん補することを原則とする。</p> <p data-bbox="1066 1169 1830 1278">ロ. 信用事由をてん補する場合にあっては、非常事由に信用事由（船積前）又は信用事由（船積前及び船積後）のいずれかを組み合わせて保険契約を締結する。</p> |    |

| 新   | 旧  | 備考 |
|---|--|----|
| <p><u>海洋法条約第33条に定義する接続水域を含む。）（以下「公海等」という。）である輸出契約等（貨物が海底ケーブルであるものに限る。）であって、被保険者が船積前のてん補を希望しない場合には、非常事由（船積後）をてん補することとし、信用事由をてん補する場合にあつては、非常事由（船積後）に信用事由（船積後）を組み合わせる保険契約を締結する。この場合、増加費用（約款第3条第3号のてん補危険をいう。以下同じ。）の保険契約を締結しないこととする。</u></p> <p>3. (略)</p> <p>4. 増加費用に係る取扱事項<br/>増加費用の保険契約締結については、本邦又は船積国からの出荷に対し増加した費用をてん補する。</p> <p>5. ～6. (略)</p> <p>7. 特殊契約及び特殊商品に係る取扱事項</p> <p>① フルターンキー条項の付いた輸出契約等であつて、保険契約の締結を申し込む者が希望する場合は、「フルターンキー契約における輸出貨物等について生じた損失に係る貿易一般保険の取扱いについて」（平成13年4月1日 01-制度-00042）により取り扱うこととする。</p> <p>ただし、「別表 国別引受基準」の『その他の条件』欄において、「独立行政法人日本貿易保険は、戦争、革命又は内乱による損失については、てん補する責めに任じない。」とする国が仕向国となる輸出契約等又は仕向地が公海等である輸出契約等（貨物が海底ケーブルであるものに限る。）であつて船積前をてん補しない輸出契約等については、当該規程は適用しないこととする。</p> <p>② エスカレーションクローズ付き輸出契約等については、「貿易一般保険運用規程」（平成13年4月1日 01-制度-00034）</p> | <p>3. (略)</p> <p>4. 増加費用に係る取扱事項<br/>増加費用（<u>約款第3条第3号のてん補危険をいう。</u>）の保険契約締結については、本邦又は船積国からの出荷に対し増加した費用をてん補する。</p> <p>5. ～6. (略)</p> <p>7. 特殊契約及び特殊商品に係る取扱事項</p> <p>① フルターンキー条項の付いた輸出契約等であつて、保険契約の締結を申し込む者が希望する場合は、「フルターンキー契約における輸出貨物等について生じた損失に係る貿易一般保険の取扱いについて」（平成13年4月1日 01-制度-00042）により取り扱うこととする。</p> <p>ただし、「別表 国別引受基準」の『その他の条件』欄において、「独立行政法人日本貿易保険は、戦争、革命又は内乱による損失については、てん補する責めに任じない。」とする国が仕向国となる輸出契約等については、当該規程は適用しないこととする。</p> <p>② エスカレーションクローズ付き輸出契約等については、「貿易一般保険運用規程」（平成13年4月1日 01-制度-00034）</p> |    |

| 新   | 旧   | 備考 |
|---|---|----|
| <p>第15条の規定により取り扱うこととする。</p> <p>③ 輸出契約等に基づく技術等の提供に係る支出費用について保険契約を締結する場合には、「支出費用に係る貿易一般保険の取扱いについて」（平成13年4月1日 01-制度-00043）により取り扱うこととする。<u>ただし、仕向地が公海等である輸出契約等（貨物が海底ケーブルであるものに限る。）であって船積前をてん補しない輸出契約等については、当該規程は適用しないこととする。</u></p> <p>8. ～ 9. (略)</p> <p>【Ⅱ】 国別引受基準に基づく取扱事項 (略)</p> <p>附 則 [平成26年2月26日]<br/>この改正は、<u>平成26年2月28日</u>から実施する。</p> <p>[別紙1] ～ [別紙5] (略)</p> <p>[別 表] (略)</p> | <p>第15条の規定により取り扱うこととする。</p> <p>③ 輸出契約等に基づく技術等の提供に係る支出費用について保険契約を締結する場合には、「支出費用に係る貿易一般保険の取扱いについて」（平成13年4月1日 01-制度-00043）により取り扱うこととする。</p> <p>8. ～ 9. (略)</p> <p>【Ⅱ】 国別引受基準に基づく取扱事項 (略)</p> <p>[別紙1] ～ [別紙5] (略)</p> <p>[別 表] (略)</p> |    |